

「規制改革ホットライン」集中受付の実施について

平成 28 年 10 月 6 日
規制改革推進会議決定

1. 集中受付の趣旨

「規制改革推進会議」においては、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革に関する提案を積極的に取り上げ、その審議結果を答申に反映して、実現に向けて取り組むこととしている。

今般、通常のホームページによる周知方法に加え、地方自治体を含めた各種団体に対し積極的に提案を働きかける等集中的な周知活動を行うことにより、「規制改革ホットライン」の認知度を一層向上させ、国民や企業等から更に多くの提案をいただくことを目的として、「規制改革ホットライン」の集中受付を実施する。

2. 集中受付期間

平成 28 年 11 月 1 日(火)～11 月 30 日(水)を集中受付期間とする。

3. 募集する提案

日常生活・仕事や事業活動において不便を感じている、あるいは改善を図るべきだと考える規制・制度について、具体的な提案を幅広く募集する。

例)

- ① 新しい技術やノウハウを持った事業者の新規参入や、事業者の創意工夫を妨げているもの
- ② 手続きの煩雑さが負担になったり、無駄や非効率を生んでいるもの
- ③ 国民に対する多様で質の高いサービスの提供を妨げているもの

以上